

# 利活用・普及委員会 自治体分科会からの要望

オープンデータ流通推進コンソーシアム  
事務局



# 1. 検討依頼事項

- 利活用普及委員会 自治体分科会では、会員アンケートでニーズの高かったデータを公開するに当たり、どのような課題があるのかということについて検討を行っている。
  - 会員アンケートでニーズの高かったデータの公開に当たり、統計法と住民基本台帳法の観点から、公開可能なのかということについて、データガバナンス委員会に検討依頼が来ている。
- 
- 第1回会員アンケートでは、「住民基本台帳ベースの人口及び世帯データ」について、可能な限り粒度の細かい情報に対するニーズが高いという結果が出ている。
  - このデータを公開することができるか自治体会員にアンケートを実施したところ、以下のような論点が提示されている。
    - ① 町丁字別のデータ等で、対象者世帯が1つ(ないし少数)というような場合、世帯が特定されるおそれがあるが、それが1つ(ないし少数)であるということを公表しても問題ないか。
    - ② 住民基本台帳ベースのデータで、世帯主、続柄等の情報を統計処理して出すとして、その際、粒度を細かくすると世帯が特定される可能性があるが、そのような情報を公表しても問題ないか。
  - 統計法においても、住民基本台帳法においても、個票や台帳そのものの公開については禁止規定があるが、このように類推可能なデータについては法律に記載がないことが、自治体の判断が分かれることにつながっている。
  - 法の趣旨からして公開するべきではないという自治体と、禁止されていないので公開するという自治体があり、自治体によって対応が分かれている状態にある。

## 2. 統計データの公開に関する法的な制限

- 「住民基本台帳ベースの人口及び世帯データ」の公開については、統計法により、個人や法人等の秘密の保護が規定されている。
- 住民基本台帳法では統計作成に関する制限等は明示されていない。

### ◆ 統計法

統計法に規定された秘密の保護に関する規定は以下のとおり。

(基本理念)

**第三条** 公的統計は、行政機関等における相互の協力及び適切な役割分担の下に、体系的に整備されなければならない。

- 2 公的統計は、適切かつ合理的な方法により、かつ、中立性及び信頼性が確保されるように作成されなければならない。
- 3 公的統計は、広く国民が容易に入手し、効果的に利用できるものとして提供されなければならない。
- 4 公的統計の作成に用いられた個人又は法人その他の団体に関する秘密は、保護されなければならない。

「統計法第33条の運用に関するガイドライン」の規定は以下のとおり。

**3 申出に対する基本的審査基準 (7) 結果の公表方法及び公表時期**

(前略)なお、集計した結果を公表する場合には、個々の調査対象に関する事項が特定、類推されることがないように、秘匿措置がなされることが必要である。(以下、省略)

※平成22年国勢調査小地域集計では、数値が著しく小さい地域は、秘匿処理(結果数値を「x」に置き換え)を施している。

<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/syou1/tyuui.htm>

### ◆ 住民基本台帳法

住民基本台帳法に規定された目的・資料の提供に関する規定は以下のとおり。

(目的)

**第一条** この法律は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的行う住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。

(資料の提供)

**第三十七条** 国の行政機関又は都道府県知事は、それぞれの所掌事務について必要があるときは、市町村長に対し、住民基本台帳に記録されている事項に関して資料の提供を求めることができる。

- 2 国の行政機関は、その所掌事務について必要があるときは、都道府県知事に対し、保存期間に係る本人確認情報に関して資料の提供を求めることができる

### 3. 統計データの最小単位での公開に関する会員からの意見①

- 統計データの最小単位での公開に関しては、会員自治体から物理的な対応としての検討事項と法的な対応としての検討事項が提示された。
- 物理的な対応については、データの抽出方法の変更によりシステム改修が必要になる場合があり、ニーズや費用対効果の検証が必要との意見があった。

#### ◆ システム改修への対応

- 各項目の1ヶ月単位での抽出は技術的に対応可能。ただし、データを取り出すにあたっては、システム改修が必要となるため、それなりのコスト(準備期間・改修費用)がかかる。
- 作業の増加や場合によってはシステムの改修が必要になってくるため、導入自治体においてニーズや費用対効果の検証が必要。

#### 事務局提案

- 他の業務システムから抽出可能(想定も含む)なデータのうち、住民の利便性向上や経済活性化に資すると考えられるデータ項目について検討を行う。

### 3. 統計データの最小単位での公開に関する会員からの意見②

■ 法的な対応については、会員自治体内でも現状の対応や考え方も分かれており、各自治体で容易にオープンデータ化に取り組めるよう方針を検討する必要がある。

◆ 詳細データの非公開に関する対応

表示していない自治体	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在公開している人口データ(町丁名毎、5歳間隔)については、<b>世帯が特定されるのを防ぐため、町丁字の世帯数が3世帯以下の場合、情報を非表示にしている。</b>(※区毎の集計値から逆算できる場合は、非表示とする世帯数上限を拡大する場合もある。)</li> <li><b>総務省統計局の小地域集計結果の秘匿方法にならい</b>、プライバシーに配慮するため、町丁・字単位で、男または女の人口いずれかが9人以下の場合、その町丁・字の表は<b>秘匿している</b>。</li> <li>どこまでの情報を秘匿すれば、プライバシーが保護されるかは、データ項目の性質にも係わってくるため、関係部署との個別調整が必要になる。</li> </ul>
表示している自治体	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>秘匿すべき明確な根拠が不明確であるため</b>、推計人口、住基ベースの町丁別人口など、秘匿項目を設けず公開している。</li> </ul>

町丁字別のデータにおいて、非表示にしている例

世帯数	人 口			年 齢 ( 5 歳 間 隔 ) 別 人 口									
	総 数	男	女	0歳未満	0～9歳	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39		
35,874	71,495	33,369	38,126	2,489	2,633	2,800	2,905	3,388	3,435	3,731	4,201		
517	1,044	504	540	24	18	47	59	30	54	46	63		
426	831	389	442	10	14	23	34	39	28	32	31		
138	290	131	159	12	4	13	7	12	19	20	9		
80	167	76	91	13	11	7	3	4	4	22	15		
225	458	203	255	34	13	20	24	13	21	30	35		
461	924	433	491	30	38	36	45	28	27	53	62		
56	110	56	54	1	2	3	6	7	6	2	1		
335	677	302	375	12	10	20	25	28	13	27	37		
303	585	262	323	14	18	24	17	19	19	21	33		
145	236	117	119	9	5	2	10	14	12	19	13		
127	世帯数が「3」以下の場合、年齢別人口を非表示にしている。												
370							8	34	29	9	7		
713							30	33	33	24	23		
164							67	94	73	89	91		
289	584		339	29	22	16	24	26	12	19	25		
							22	24	35	36	52		
2	6	3	3	x	x	x	x	x	x	x	x		
336	1,214	544	670	35	36	37	73	41	36	40	60		
384	816	389	427	21	17	35	32	36	39	46	37		
470	857	352	505	13	25	40	32	25	27	22	41		
228	364	172	192	9	5	17	14	34	24	9	5		

町丁字別のデータにおいて、表示にしている例

区 分	全 市			●●区	●●●区	●●●区	
	総 数	男	女				
出 生	1,208	601	607	172	139	229	
死 亡	921	503	418	182	136	129	
自然増 △減	287	98	189	△ 10	3	100	
増 転	県外から	3,944	2,084	1,860	555	360	800
	県内から	1,531			人数が「1」でも表示		
	市内他区から	1,417	747	670	132	179	251
加 入	そ の 他	51	30	21	12	7	1
計	6,943	3,657	3,286	983	705	1,407	

### 3. 統計データの最小単位での公開に関する会員からの意見③

- 法的な対応については、会員自治体内でも現状の対応や考え方も分かれているため、ガバナンス委員会に対応について諮問することとする。

#### ◆ 住民基本台帳制度の閲覧制度に関する対応

閲覧制度との整合性に関する意見	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 住民基本台帳法改正により、それまで第三者が閲覧可能であった住民情報が個人情報保護の観点から原則非公開になった。仮にオープンデータとして世帯構成が特定できるもの(世帯主や続柄の情報等)を公開した場合に、<u>現在の住基閲覧制度の趣旨から外れてしまうのではないか</u>。(なお、この自治体は懸念はあるが禁止されているわけではないと解釈し、原則として公開している)</li></ul>
市内規として扱っている意見	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 総務省統計局の小地域集計結果の秘匿方法に基づき、<u>当市内規として取扱っており、住基法及び条例等を根拠としてはいない</u>。</li></ul>

(個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧)

**第十一条の二** 市町村長は、次に掲げる活動を行うために住民基本台帳の一部の写しを閲覧することが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出を行う者(以下この条及び第五十一条において「申出者」という。)が個人の場合にあつては当該申出者又はその指定する者に、当該申出者が法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条及び第十二条の三第四項において同じ。)の場合にあつては当該法人の役職員又は構成員(他の法人と共同して申出をする場合にあつては、当該他の法人の役職員又は構成員を含む。)で当該法人が指定するものに、その活動に必要な限度において、住民基本台帳の一部の写しを閲覧させることができる。

(以下省略)

#### 事務局提案

- 「住民基本台帳ベースの人口及び世帯データ」の公開について、統計法や住民基本台帳法等との関係について、データガバナンス委員会にて検討いただく。